

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(7月分～9月分)

■平成29年7月1日～平成29年9月30日

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:15件>

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|-------|-----------------------------|--|--|
| 7月20日 | 「消費者の後見等開始による解除権付与条項」に関する意見 | 日本証券業協会 | <p>成年後見人等が開始された時点で後見人等との取引を認めないとする契約条件に反することになること、それは取引の継続が後見人等の職責(資産の保全)を超えるリスクを生じさせるおそれがあるためであること、過去の裁判例や裁判所のQ&Aにおいて後見人によるリスクの高い金融商品の運用が認められていないこと、さらには後見等が開始されたことをもって本来被後見人が負うべき役務が履行できなくなるおそれがあること、等を踏まえれば、後見等の開始後にたとえ後見人等が取引の継続を希望したとしても事業者側がこれらの取引契約を解除する余地を残しておくことは消費者保護にもつながるものであり、日常的な消費者契約におけるノーマライゼーションの理念と矛盾しない考えであると思料いたします。</p> <p>改めて、消費者契約法により無効とする条項の範囲をご検討いただき、リスクの高い金融商品取引における実務対応等の実情の更なる確認をいただきたいと考えます。そのうえで、例えば、条文に「事業者に解除権を付与する条項であって、その解除によって消費者が通常の生活を行うことを阻害することとなる条項は、無効とする」等の適用範囲を絞り込む文言を追加し、そのうえで「商品性や契約内容を勘案し、信用取引やデリバティブ取引、あるいは株券貸借取引等に関しては本条項の対象には含まれない。」とする考え方を逐条解説等で明らかにする等について、議論いただきたくお願い申し上げます。</p> |
| 7月24日 | 消費者契約法の改正に関する意見 | <p>消費者契約法の改正を実現する連絡会 世話人 飯田 秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤 陽児(愛知県弁護士会) 野々山 宏(適格消費者団体連絡会京都消費者契約ネットワーク) 土井 裕明(滋賀弁護士会) 榎 彰徳(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者支援機構関西)</p> | <p>内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会において、消費者契約法の規律の在り方について議論がされており、消費者庁から具体的な提案がなされています。これについて、以下の通り当連絡会の意見を述べます。</p> <p>1 改正の視点 今回の法の改正は、前回改正の際に衆議院において附帯決議されているように、「情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化に鑑み」実施されなければなりません。とりわけ、高齢者被害の救済に資する改正でなければなりません。さらに、若年者被害の救済に資する改正が緊急の課題となっています。</p> <p>各論点の検討は、上記視点で行われる必要があります。</p> <p>2 不利益事実の不告知に関する規律の在り方について(第39回専門調査会) 不利益事実の不告知の事例といわれる案件には、不利益な重要事項の不告知と相まって、利益となることを告げることが不実告知と評価できる場合も少なからず存在します。その場合には、法第4条第1項第1号(不実告知)の規定により、事業者の故意なくして取消しができるはずと考えられますので、その点を明文化すべきです。 また、故意等の主観的要件を維持するのであれば、先行行為要件を削除すべきです。 ただし、消費者庁の提案は、現行法と比較して、「故意に告げなかったこと」という要件を緩和している点で、現行法よりも一歩前進する提案といえ、このような規定とすることには賛成します。</p> <p>3 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方(第39回専門調査会) (1)推定規定を設けるという提案について(以下「提案①」といいます。) 消費者庁の提案は①は、一歩前進であると評価しますが、不十分であり、端的に消費者の立証責任を転換するという法改正を行うべきであると考えます。 (2)事業者の資料提出を促す制度を設けることについて(以下「提案②」といいます。) 消費者庁の提案②は、資料提出義務の除外事由を限定する等して、実効性のある資料提出規定を設けることを前提として賛成します。 (3)「平均的な損害」と逸失利益 消費者利益保護の見地からは、原則として事業者の逸失利益は「平均的な損害」に含まれないと解すべきです。</p> <p>4 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(第40回、第44回専門調査会) (1)不安を煽る告知 消費者庁の提案は、消費者からの苦情、相談が多く寄せられている就職活動セミナーの不当な勧誘事例等の被害を救済できる点で一歩前進であるといえるので、このような規定を設けることには賛成します。 (2)勧誘目的で新たに構築した関係の濫用 消費者庁の提案については、いわゆるテート商法等を規制の対象とすべく、要件として「告知」を不要とするか、又は「告知」の概念を、黙示の場合を含む広い概念と考えること、及び、「困惑」要件によって適用範囲がせまくなりすぎないように柔軟な解釈が示されることを前提として、賛成します。 (3)つけ込み型勧誘に対する規制 当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができるという規定を設けるべきです。</p> <p>5 困惑類型の追加(第40回、第44回専門調査会) (1)履行に相当する行為の対価を請求する類型の規律 消費者が望まない契約を強いられる類型の規制を可能とするものであるため、消費者庁の提案に賛成します。 (2)事業者が生じる損失を過度に強調して契約を求める類型の規律 消費者の負い目に乗じた不当性の高い行為類型の規制を可能とするものであるため、消費者庁の提案に、賛成します。 (3)執拗な勧誘ないし威迫的な勧誘が行われた場合の規律 上記(1)、(2)の規定によっても、消費者が、事業者による執拗な勧誘ないし威迫的な勧誘により望まぬ契約を締結させられた類型の救済は十分にできません。そこで、このような場合に契約を取り消すことができるという規律を新たに設けるべきです。</p> <p>6 不当条項の規制(第41回専門調査会) (1)消費者の後見等開始による解除権付与条項を無効とする規定の新設 後見等の開始それ自体が解除事由として認められるだけの合理性はなく、類型的に不当性が高い類型を規制するものであるため、消費者庁の提案に賛成します。 (2)解釈権限付与条項・決定権限付与条項 実質的には、事業者が契約内容を事後的かつ一方的に決めることを許容する条項は類型的に不当性が高い条項と考えられるため、このような規定は無効とするという規定を新設すべきです。 仮に、規定新設ができないとすれば、法第10条の第一要件に該当する条項の例として、「条項の解釈や当事者の権利・義務の発生要件該当性の決定は事業者のみが行うものとする旨を定めた条項」という趣旨の規定を設けるべきです(消費者庁の提案に賛成します)。 (3)サルベージ条項を無効とする規定の新設 サルベージ条項は、類型的に不当性が高い条項と考えられるため、このような規定は無効とするという規定を設けるべきです。 (4)軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項を無効とする規定の新設 消費者が被る不利益は重大であるから、このような規定は無効とするという規定を新設すべきです。</p> <p>7 条項使用者不利の原則について(第42回専門調査会) 条項使用者不利の原則については、明文化すべきです。 8 消費者に対する配慮に努める義務について(第42回専門調査会) 事業者は、消費者の知的、社会的、経済的成熟度(年齢等)に応じて、適切な方法で情報を提供し、商品及び役務の提供について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるべきであるとの規定を設けるという法改正をすべきであると考えます。 9 約款の事前開示について(第43回専門調査会) 少なくとも事業者の努力義務として、消費者契約法第3条第1項の前半部分に続けて、「消費者が消費者契約の締結に先立ち消費者契約の条項を容易に知ることができる状態に置く」ことを定めるべきです。</p> |

| | | | |
|-------|-------------------|---|---|
| 7月26日 | 「消費者契約法改正」に関する意見書 | 大阪弁護士会 会長 小原 正敏 | <p>当会は、2015年7月17日付「消費者契約法改正」に関する意見書等により、消費者被害の予防・救済を図るために、同法の改正を求めてきたところ、本年8月上旬頃に専門調査会の議論のとりまとめが予定されていることから、下記のとおり意見を述べる。</p> <p>1 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型について</p> <p>(1)本類型に関しては、消費者の困惑を要件とせず、「事業者が、消費者の合理的判断が困難な事情につけ込んで契約を締結させた場合には、当該契約を取り消しうる」旨の新たな取消規定を設けるべきである。</p> <p>(2)上記の規定とは別に、消費者庁が第40回専門調査会の「資料1」で提案するような取消規定を設けることには賛成するが、当該類型においては、「困惑」要件によって、適用範囲が不当に狭くならないように逐条解説等で柔軟な解釈が示される必要がある。</p> <p>2 不当条項類型の追加について</p> <p>(1)「事業者は、当該事業者との間で消費者契約を締結した消費者が後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたときは、当該消費者契約を解除することができることを定めた条項は、無効とする」旨の規定を設けることに賛成し、例外を設けることの無いように求める。</p> <p>(2)「事業者に契約文言の排他的解釈権限を与える条項、及び事業者に権利義務の発生要件該当性やその内容の決定権限を一方向的に委ねるような条項を無効とする」旨の規定を設けるべきである。</p> <p>(3)「消費者契約法その他の法令の規定により無効とすべき消費者契約の条項について、無効となる範囲を限定する条項は、無効とする」旨の規定を設けるべきである。</p> <p>(4)「事業者の軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項については、少なくとも消費者の生命侵害及び身体の重大な侵害が生じた場合のものについては無効とする」旨の規定を設けるべきである。</p> <p>3 「平均的な損害の額」の立証等に関する規律の在り方について</p> <p>(1)「平均的な損害」の立証責任については、事業者が「平均的な損害の額」及びこれを「超えないこと」の立証責任を負担することを明文化すべきである。</p> <p>(2)「平均的な損害」に原則として逸失利益は含まれないことを明文化すべきである。</p> <p>4 条項使用者不利の原則について</p> <p>消費者契約につき、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯その他の事情を考慮してもなおその意味を一義的に確定することができない場合には、条項使用者たる事業者にとって不利に解釈しなければならないとする規定を設けるべきである。</p> <p>5 不利益事実の不告知について</p> <p>不利益事実の不告知については、重過失がある場合に取消しを認めることには賛成であるが、さらに進めて、不実告知(4条1項)と同様に故意要件を削除すべきである。また、重要事項については、事業者が消費者に対し故意又は重過失により不利益事実を告げない場合も取消しを認めるべきである。</p> <p>6 困惑類型の追加について</p> <p>現行法の困惑類型(不退去、退去妨害)以外にも消費者を困惑させる不当勧誘行為があることを前提に不退去・退去妨害以外にも困惑類型を広げる方向で検討することに賛成する。</p> <p>もつとも、新たに個別の困惑類型を追加するに止めるのではなく、消費者を困惑させた場合に広く取消しを認めるべきである。</p> <p>7 配慮義務について</p> <p>事業者が、消費者の年齢等に配慮する義務については、努力義務ではなく、法的義務として規定すべきである。</p> <p>8 約款の事前開示について</p> <p>約款による消費者契約については、約款の事前開示に関する規定を設けるべきである。事業者が、消費者に対して、契約締結時まで(約款を明示的に提示することを原則とし、開示が困難な場合に例外を設けるべきである。例外要件は、「契約締結時まで、事業者は、相手方である消費者が、その約款を容易に知ることができる状態に置き、かつ、その約款を知るための方法を当該消費者に通知すること」を要するものとすべきである。</p> <p>9 事業者の消費者に対する債権についての消滅時効について</p> <p>消費者契約に基づく事業者の消費者に対する債権については、事項を3年とする規定を設けるべきである。</p> |
| 8月2日 | 「原野商法」に対する意見書 | 東京投資被害弁護士研究会 代表幹事 弁護士 飯田 修 事務局長 弁護士 上田 瑞尊 | <p>第1 被害の実態</p> <p>1 被害件数の増加</p> <p>無価値な原野等の土地を、必ず値上がりする等の詐欺同然の手法を用い高値で売りつけるという、いわゆる「原野商法」は近年減少傾向にあった。しかし平成22年頃から再び活発化し、国民生活センターも平成25年平成26年と注意喚起を行っているような現状である。平成28年8月末から平成29年6月中旬までの約10ヶ月で39件の相談があり、被害の実態(の一部)及び被害の急増を確認するに至った。</p> <p>2 被害内容</p> <p>当研究会で受け付けた相談等の案件によると、主として60代以上の高齢者が対象となっており、被害金額も数百万円の被害も珍しくなく(最高4500万円)、最終的には自宅を取られそうになるなど悪質な事案も見られた。</p> <p>第2 被害救済の課題・問題</p> <p>第1のような原野商法被害について、錯誤無効や詐欺取消、特定商取引に関する法律や消費者契約法による取消で、業者から売買代金の返還を求めるということがまず考えられるが、業者は数年で姿を消してしまい、回収が困難であることがほとんどであり、意味がない。そこで、被害回復のために宅地建物取引業者による取引であることを利用し保証協会からの弁済業務保証金受領や、このような詐欺的な消費者被害で用いられる関係する当事者個人の責任追及を試みるが、次のような問題が生じる。</p> <p>(1)保証金受領の要件</p> <p>弁済業務保証金を受領するには、①原野商法を行った業者が保証協会の会員であること、②業者と被害者(消費者)との取引が、宅地建物取引業に關しての取引であること、③その取引によって生じた債権であること、④保証協会の認証を受けること、が要件になる。</p> <p>かかる要件の中で、取引の目的物である土地が「宅地」すなわち「建物の敷地に供せられる土地」であることの要件が原野商法被害の救済に問題となる。購入させられる土地のほとんどは転売が困難な、まさに「原野」であり、用途地域内の土地ではなく、「宅地」と認められない可能性が高い。</p> <p>(2)受領金の上限</p> <p>被害者に弁済業務保証金の受領が認められる場合であっても、同一の業者から被害に遭った被害者らが受領できる保証金は、原則1000万円が上限である。</p> <p>被害者が複数いる場合、保証協会へ苦情申立をした順番に審査を行い、保証協会が認証した被害額が1000万円の到達した段階で保証金の弁済業務は終了する。</p> <p>原野商法においては、1つの取引が数百万円を超える金額になることが通常である。そして、原野商法を行う業者は、一人の被害者のみならず、複数の被害者に、複数の原野を売却している。</p> <p>2. 関係当事者に対する責任追及に関する問題点</p> <p>従業員や宅建士の登録記載事項について、行政機関に対する情報公開請求や弁護士会照会、あるいは直接閲覧しに行くことによって、住所等が判明することになっている。しかし、現実の運用は、宅地建物取引士資格登録簿について、一部自治体では情報公開請求や弁護士会照会が行われたとしても、個人情報理由として開示が拒否されている。また、宅地建物取引業者に備付が要求されている従業員名簿についても、その後追加で従業員となった者について、速やかな変更がなされおらず、結果として有益な情報が得られない場合が多い。さらに、宅地建物取引業者名簿については、業者が廃業又は免許取り消しになると公開を停止してしまうことから、所在探知ができず、責任追及が困難である。</p> <p>第3 提言(試案)</p> <p>1 原野商法を行っている業者等への監督、指導及び処分強化</p> <p>原野商法の二次被害のような極めて悪質な商法が「宅地建物取引業者」「宅地建物取引士」の名のもとに行われ、消費者被害が多発しているのであり、消費者保護の観点からは、さらなる法整備等の対応が必要であることは明らかである。</p> <p>東京都では、原野商法の業者に対し、立入調査及び報告書要求し正勧告をした例もいくつかあり、行政も被害実態を認識しているが、このような処分例があるにもかかわらず被害がげんしょうしていないことに鑑みれば、行政の対応があきらかに後手に回っている。</p> <p>よって国土交通省及び各都道府県知事におかれては、直ちに宅地建物取引業により付与された各権限に基づき、原野商法やその二次被害を生ぜしめている疑いのある宅地建物取引業者及び宅地建物取引士に対し、必要な報告を求め、又は立ち入り調査して帳簿、書類その他業務に関する物件を検査するなどの実態調査を進めた上、業務停止、および免許取消、登録削除等の厳格な処分を下すべきである。</p> <p>2 宅地建物取引業の弁済業務の対象であることの確認</p> <p>国土交通省は、原野商法による土地取引は、保証協会の行う弁済業務保証金の弁済の認証において、特段の事情がない限り「宅地取引」として判断する、との解釈指針を明らかにすべきである。</p> <p>なぜなら、原野商法においては、業者は、取引対象の土地を、将来値上がり確実な土地、または需要のある売れる土地と偽って勧めるのであるから、そこには明示又は黙示に、当該土地が将来宅地として開発されることが示されており、被害者は通常そのような性質の土地として間い引きを承諾するからである。</p> <p>3 宅地建物取引士・元宅地建物取引業者についての情報開示</p> <p>宅地建物取引士の情報について、各都道府県知事は、情報開示請求や弁護士会照会に応じる法的義務があり、開示や回答を拒否することは違法であることを明確にすべきである。</p> <p>また、廃業又は免許取り消しをした元宅地建物取引業者の申請書面や従業員名簿についても、所在の把握が重要であるから、弁護士会照会など迂遠な手続きではなく、一定の要件(免許抹消後半年以内)で開示に応じるべきである。</p> <p>このような開示拒否、回答拒否は違法であるのみならず、被害者が法的手続きをとることを困難にし、現実的に被害回復を妨げているので、情報開示に応じるべきである。</p> <p>第4 結語</p> <p>よって、当研究会としては、上記を踏まえ、検討及び対応を求める。</p> |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|------------------------------------|--|
| 8月14日 | 消費者委員会の消費者契約法改正に関する答申に対する声明 | 消費者契約法改正を実現する連絡会代表世話人 弁護士 野々山 宏 | <p>報告書の提案内容については、確実かつ速やかに法改正を実現すべきです。また、今後の検討課題とされた点については、引き続き検討をした上で、できる限り早く法改正が行われるべきです。</p> <p>しかしながら、報告書には看過できない重大な問題点があります。</p> <p>それは、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型」の論点のなかで、高齢者や若年層等の判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘について、取消を認める改正が提案されなかったことです。答申書でも早急に検討すべき喫緊の課題として付言されていますが、将来の検討ではなく今回の改正で実現すべきことです。</p> <p>高齢者の進展に対する対応は、内閣総理大臣の諮問や2016年(平成28年)の法改正の際の衆議院の附帯決議で特に指摘されているように、今回の改正における最も重要かつ必須の事項です。特に判断力の不足等を不当に利用する勧誘は最も典型的な高齢消費者被害であり、救済の必要性がきわめて高いといえます。</p> <p>また、民法の成年年齢の引下げの法改正がされようとしており、若年者の被害救済への対応の必要性が増しています。判断力の不足等を不当に利用する勧誘は若年者にも典型的な被害であり、救済の必要性がきわめて高いといえます。これらの勧誘に対する取消権が認められないことは、今回の法改正において最も重要かつ必須の事項に対応していないことになり、きわめて問題があります。報告書にも対応策として紹介されている「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」等といった規定を設けることが不可欠です。</p> <p>今後の法改正の立案及び国会の審議において、高齢者や若年者等の判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘について取消権が実現されることを強く求めるものです。</p> |
| 8月23日 | 消費者契約法専門調査会報告書に関する会長声明 | 京都弁護士会 会長 木内哲郎 | <p>本報告書において、不利益事実の不告知、心理的負担を抱かせる言動等による困惑類型の追加、「平均的な損害の額」の立証責任に関する規律の在り方、不当条項の類型の追加、条項使用者不利の原則及び消費者に対する配慮に努める義務という論点については、本報告書で示された方向性で確実かつ速やかに法改正が行われるべきであり、今後の課題とされた点については、引き続き検討した上で、できる限り早く法改正が行われるべきである。</p> <p>他方、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型という論点については、いずれも事業者の一定の行為があることを要件としており、6月23日付けの当意見書で提案した判断能力が低下している状態で合理的な判断をすることができない事情につけ込んで契約を締結させる類型については対応がなされておらず、極めて不十分と言わざるを得ない。</p> <p>我が国の高齢化率は上昇を続けており、世界のどの国も経験したことのない超高齢化社会が到来しており、2050年には高齢化率は4割に達するとの推計もある。また、民法の成年年齢引下げについては、新法務大臣が改正案を今秋の臨時国会にも提出したい旨述べると具体的に検討されている。このような状況からすれば、もはや時間的猶予は内課題である。</p> <p>したがってかかる論点については、今後の法改正の立案及び国会の審議において、上記規定のような判断力が低下している状態で合理的な判断をすることが出来ない事情につけ込んで契約を締結させる類型の取消権を認める規定も設けられることを強く求める。</p> |
| 8月28日 | 銀行等による過剰貸付けの禁止を求める会長声明(参考送付) | 宮崎県弁護士会 会長 小林 孝志 | <ol style="list-style-type: none"> 1 貸金業法の改正から、5社以上無担保無保証借入の残高がある人の数、自然人自己破産の新受件数、多重債務が原因とみられる自殺者も大幅に減少している。貸金業法改正は一定の成果を上げている。 2 総量規制の対象外とされた銀行等の金融機関による消費者向け貸付けが、急激に増えている傾向がみられる。大手貸金業者においては、貸付残高比較して、保証事業残高が顕著に増えているとともに、貸付残高(無担保)よりも、むしろ保証事業残高の方が大きい貸金業者までもが存在している。 3 弁護士が日常的に取り扱う債務整理事件においても、以前に比べれば銀行等を債権者とする事件が増えている。弁護士からの受任通知到達後に、機関保証をしていた貸金業者が求償権を取得する事例が多々見受けられる。保証会社としての貸金業者による求償権総額を合算すれば、総量規制で上限とされた金額を大きく上回る事例も散見される。これは、総量規制の潜脱と言わざるを得ない。 4 このような事態は、多重債務問題の再燃に他ならない。 5 金融庁は、銀行等による貸付けについては、総量規制の直接的な適用はないとしても、「銀行による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないよう顧客実態を踏まえた適切な審査態勢を構築することなく、安易に、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けの契約を締結することは、『改正貸金業法の趣旨』に反するものとして、許されないとすべきである。 <p>その結果、銀行等による貸付けにおいて、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けの契約が締結され、それが、顧客にとって過剰な借入れとなるケースが増えていると、強く懸念されるのである。</p> <p>このような事態は、多重債務問題の再燃に他ならない。</p> <p>金融庁は、銀行等による貸付けについては、総量規制の直接的な適用はないとしても、「銀行による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないよう顧客実態を踏まえた適切な審査態勢を構築することなく、安易に、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けの契約を締結することは、『改正貸金業法の趣旨』に反するものとして、許されないとすべきである。</p> <p>銀行等は、少なくとも貸金業者による保証を付した消費者向け貸付けを行う際には、貸金業法13条の2に規定するいわゆる総量規制など貸金業法の趣旨を踏まえて、原則として、借入残高が年収の3分の1を超えることとなるような貸付けを行わないようにするなど、銀行等による貸付けが顧客にとって過剰な借入れとならないように、顧客実態を踏まえた適切な審査態勢を構築すべきである。</p> |
| 8月30日 | 民法の成年年齢引き下げの前に若年者の消費者被害防止・救済のための施策拡充を | 主婦連合会 会長 有田 芳子 | <p>成人年齢を現在の20歳から18歳へ引き下げの民法改正法案の提出が検討されています。しかし、社会経験に乏しく取引等に関する知識や判断能力が未熟な若者の消費者被害は現在でも深刻であり、十分な対策のないまま引き下げれば被害が拡大することは明らかです。若年者の消費者被害防止・救済のための関連法の改正、施策の充実のないまま引き下げることには強く反対します。</p> <p>主婦連合会は、実効性のある被害防止策・救済策がとられない限り、成人年齢を引き下げることには反対であり、以下の通り希望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者契約法に若年者の知識・経験判断能力の不足につけ込んだ方法で締結した契約の取消権を導入すること。 2. 特定商取引法に、その契約が若年者の知識・経験・財産等に照らして問題がないことを事業者が確認する義務を導入すること。 3. マルチ商法(連鎖販売取引)については、若年者に対する勧誘を全面的に禁止し、若年者取消権を設けること。 4. クレジットの契約やキャッシング等を若年者が行う場合には資力要件を厳格化すること。また、事業者を支払能力の調査と過剰な与信防止の義務を導入すること。 |

| | | | |
|-------|----------------------------------|---------------------------------|--|
| 8月30日 | 消費者契約法の見直しに関する意見 | NPO法人京都消費者契約ネットワーク 理事長 野々山 宏 | <p>消費者契約法の見直しに関し、以下のとおり意見を申し述べる。</p> <p>第1 意見の趣旨 今回の法改正において、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」という規定を絶対に導入すべきである。</p> <p>第2 意見の理由 1. 消費者契約法専門調査会報告書(以下報告書という。)においては、事業者が作出したのではない消費者の合理的な判断ができない事情を不当に利用して契約を締結させる不当勧誘行為に対しては、十分な手当てがなされていない。 2. 高齢者、若年者に対する消費者被害の防止、救済が喫緊の課題であることからすれば、今回の改正において、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といった規定を絶対に導入すべきである。 3. なお、規定案で提案されている案は全て実現すべきである。 さらに、以下の点を実現すべきである。 ①消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項(新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。)をあらかじめ認識できるよう努めるとの規定を設けるべきである。 ②消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含まれるものとすべきである。 ③消費者契約法第9条1号の「平均的な損害の額」の立証責任は、事業者が負うことを明文化すべきである。 ④契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益が「平均的な損害」に含まれないとの規律を設けるべきである。</p> |
| 8月30日 | 内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会「報告書」に対する意見書 | 日本弁護士連合会 | <p>内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会(以下「専門調査会」という。)が2017年8月4日に取りまとめた「消費者契約法専門調査会報告書」(以下「報告書」という。)に対する当連合会の意見は以下のとおりである。</p> <p>第1 「見直しの検討を行う際の視点」について 消費者契約法(以下「本法」という。)の見直しの検討を行う際の視点としては、何よりも本法が「消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ」「消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定港と国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とした法律(第1条)であることを重視すべきである。 これに加えて、高齢化社会の進行及び高度情報通信社会の進展という社会・経済状況の変化、民法の成年年齢の引下げが検討されていることに伴う若年者保護の必要性といった視点を踏まえて本法の見直しを行うべきである。</p> <p>第2 「措置すべき内容を含む論点」について 1 不利益事実の不告知 報告書に賛成はするが、主観的要件を削除することを継続して検討すべきである。 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型 報告書に賛成はするが、特に高齢者や未成年者に対する消費者被害の救済の促進という観点から、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」といった規定を導入すべきである。 3 心理的負担を抱かせる 報告書に賛成はするが、威迫する言動、不安にさせる言動、迷惑を覚えさせるような仕方での勧誘する行為について困惑による取消権を拡張することを継続して検討すべきである。 4 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方 報告書に賛成はするが、端的に「平均的な損害の額」の主張・立証責任を事業者に転換する規定を明定すべきである。 5 不当条項の類型の追加 報告書に賛成するが、不当条項類型の追加及び充実を継続して検討すべきである。 (1)ある条項が強行法規に反し全部無効となる場合に、その条項の効力を強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の条項であるサルベージ条項については、不当条項類型(全部無効)として追加することを検討すべきである。 (2)事業者の軽過失による人身損害の賠償責任を一部免除する条項については、少なくとも生命侵害及び身体の重大な侵害が生じた場合については無効である旨の規定を追加することを検討すべきである。 (3)上記2類型に加えて、消費者被害の救済の促進という観点から、典型的に不当性が高いといえる不当条項類型を追加することを検討すべきである。 (4)不当条項リストを追加する際には、対象となる契約条項を原則として無効とし、例外的に有効となる場合の要件を定める旨の規定(いわゆるグレーリスト)を設けることを検討すべきである。 6 条項使用者不利の原則 報告書に賛成ではあるが、消費者契約の条項につき、裁判例等で示された解釈準則を経ても、なおその内容が不明確であり、複数の解釈が可能である場合には、消費者にとって有利な解釈をしなければならない、との解釈規定(条項使用者不利の原則ないし消費者有利解釈の原則)を明文で設けることを継続して検討すべきである。 7 消費者に対する配慮に努める義務 報告書に賛成はするが、事業者の消費者に対する配慮を努力義務ではなく法的義務としてより明確にすることに加え、事業者の義務として「当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をする」旨の規定も設けるべきである。</p> <p>第3 上記以外の論点について 1 「勧誘」要件の在り方 賛成である。 2 約款の事前開示 消費者契約約款の組入要件として少なくとも消費者の認識可能性を規定することについて、今後も継続して検討を行い、債権関係を見直す「民法の一部を改正する法律」の施行までに実現すべきである。</p> <p>第4 「おわりに」について 1 今後の法制化作業を行うに当たっては、本法の立法趣旨に加え、高齢化社会の進行及び高度情報通信社会の進展という社会・経済情勢の変化、民法の成年年齢の引下げが検討されていることに伴う若年者保護の必要性といった視点を踏まえることが必要である。 その上で、可及的速やかに法制化作業を行い、2018年の通常国会において消費者契約法の改正法案提出がなされるべきである。 2 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型のうち非作出型のつけ込み型不当勧誘行為に対する消費者取消権の付与及び事業者の義務として「当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をする」旨の規定も設けることについては、高齢化社会の進展に伴う高齢者保護の観点から見て喫緊の課題であるとともに、政府において民法の成年年齢引下げを行うのであれば、これに伴う若年者保護として必要不可欠な措置となるものであり、今次の法改正において対応がなされるべきである。 3 報告書において、今後の課題として検討を行うべきとされた論点については、立法措置が不要と判断されたものではなく、検討のための時間が必ずしも十分ではなく専門調査会の間でコンセンサスを得るに至らなかったというものであるから、報告書に基づく法改正が実現したあかつきには直ちに政府において検討を行うべきである。</p> |

| | | | |
|-------|---------------------------|---|---|
| 8月30日 | 消費者被害防止のための成年年齢引下げに関する意見書 | 関東弁護士会連合会 | <p>1 民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることに対する。</p> <p>2 仮に民法の成年年齢を引き下げた場合であっても、引下げに先立ち、少なくとも以下のような施策を実施し、その効果が十分に浸透し、かつ一般国民の意識として成年年齢の引下げに一定のコンセンサスが得られた後にすべきである。</p> <p>(1)消費者契約法を改正し、判断力、知識、経験等の不足につけ込んで契約させる、いわゆるつけ込み型勧誘について、消費者の取消権の創設等、従来の未成年者取消権に匹敵するような消費者保護規定の創設をすること</p> <p>(2)特定商取引法を改正し、18歳、19歳の若年者の特定商取引(連鎖販売取引を除く)について、事業者に対し、当該契約が若年者の知識、経験、財産状況に照らして不適当でないことの確認を義務づけ、不適当な者に対する勧誘を禁止するとともに、当該禁止に違反して契約がなされた場合には、若年者が当該契約を原則として取り消すことができる規定を創設すること</p> <p>連鎖販売取引については、18歳、19歳の若年者に対する勧誘を全面的に禁止するとともに、当該禁止に違反して、18歳、19歳の若年者が連鎖販売取引を締結した場合には、当該契約を取り消すことができる規定を創設すること</p> <p>(3)割賦販売法及び貸金業法を改正し、18歳、19歳の若年者のクレジット契約や借入について、資力・収入要件及びその確認方法を厳格化すること</p> <p>(4)消費者教育の充実・強化に向けた抜本的な改革を行うこと</p> <p>3 仮に民法の成年年齢の引下げの法改正がなされたとしても、施行時期については、上記2の改正法の周知及び施策効果の浸透が確保されるよう、十分な期間を置くべきである。</p> |
| 9月11日 | 消費者契約法の改正にかかる意見 | 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡 理事長 朝見 行弘 | <p>各論点についての意見</p> <p>1. 「条項使用者不利の原則」について 報告書の提言に賛成であるが、より端的に、契約条項の内容が不明確であり、その解釈に疑義が生じた場合につき、消費者にとって有利な解釈をとるべきものとする解釈準則を明確に規定すべきである。</p> <p>2. 「消費者に対する配慮に努める義務」について 本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、事業者の法的義務として適合性原則を明文化し、当該契約の目的となる商品及び役務などについて、当該消費者の知識、経験、年齢などに基づくその判断力に応じて必要かつ合理的な配慮を行わなければならない旨を規定するとともに、適合性原則に違反する勧誘行為につき、不当勧誘行為として契約を取り消すことができる旨を規定すべきである。</p> <p>3. 不利益事実の告知における主観要件として 本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、「故意」及び「過失」という告知者の主観的要件については、これを削除すべきである。</p> <p>4. 消費者の不安を煽る告知にかかる困惑類型の追加について 本報告書の提言に賛成である。</p> <p>5. 勧誘目的で新たに構築した関係の濫用にかかる困惑類型の追加について 本報告書の提言に賛成であるが、「当該消費者契約を締結しなければ当該関係を維持することが出来ない旨を告げることを要件とする点については、この告知要件を削除するか、あるいは、「黙示の告知」が含まれる旨を明確に規定すべきである。</p> <p>6. つけこみ型勧誘行為にかかる困惑類型の追加について 合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型として、年齢又は障害などによる消費者の判断力の不足に乘じた勧誘行為を規定すべきである。</p> <p>7. 意思表示前の履行行為等にかかる困惑類型の追加について 本報告書の提言に賛成であるが、取消の対象となる事業者の行為について、当該契約と密接な関連を有する付随行為を含む旨を規定すべきである。</p> <p>8. 契約拒絶による損失の強調にかかる困惑類型の追加について 本報告書の提言に賛成である。</p> <p>9. 後見開始等の審判を受けたことを理由とする解除権付与にかかる不当条項類型の追加について 本報告書の提言に賛成であるが、「後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたことのみ」ではなく、「後見開始、保佐開始または補助開始の審判を受けたこと」をもって、その要件として規定すべきである。</p> <p>10. 事業者の決定権限付与にかかる不当条項類型の追加について 本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めることを許容する条項そのものにつき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。</p> <p>11. サルベージ条項の不当条項類型への追加について 不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。</p> <p>12. 賠償責任の一部を免除する条項の不当条項類型への追加について 不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。</p> <p>13. 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について 本報告書の提言に賛成であるが、より端的に、「平均的な損害」にかかる立証責任を事業者に転換する旨を法律上規定すべきである。</p> <p>14. 「平均的な損害」における損害の範囲について 契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益につき、原則として、「平均的な損害」に含まれない旨を明確に規定すべきである。</p> <p>15. 約款の事前開示について 事業者につき、契約締結前において、約款を消費者に開示すべきことを原則とする旨の事業者の法的義務を規定すべきである。</p> |
| 9月11日 | 民法の成年年齢を18歳に引き下げについての意見書 | 静岡県弁護士会 会長 近藤 浩志 | <p>第1 意見の趣旨</p> <p>1 民法の成年年齢は、現状において引き下げる改正を行うべきでなく、民法4条の20歳をもって成年とする現規定を維持すべきである。</p> <p>2 仮に成年年齢を引き下げるとする民法改正がなされる場合にも、改正法の施行時期について、若年者の消費者被害防止のために、十分な消費者教育がなされるまでの準備期間、消費者被害の防止・救済のためのその他の措置が実施されるために必要な期間を確保した上で決定されるべきである。</p> <p>第2 意見の理由</p> <p>1 1項について</p> <p>(1)成年年齢を20歳から18歳に引下げるとする民法改正がなされた場合、特段の措置がなされない限り、新たに成年となる18歳及び19歳の若年者は未成年者取消権を行使することはできなくなる。そのため、新たに成年となる18歳、19歳の若年者に対する悪質な商法、詐欺被害に遭ったとしても、未成年者取消権を行使して、被害救済を図ることができない。</p> <p>内閣府消費者委員会も、2017年1月10日付け「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」によって踏まえて、成年年齢の引下げにより若年者の消費者被害の拡大への懸念と被害防止及び救済の施策の必要性を指摘している。</p> <p>(2)若年者については、その未熟さや社会経験の乏しさから、適切に情報を得る必要に応じて交渉を行い、契約判断を行う能力に脆弱な面があることから様々な消費者被害が発生している。特に、マルチ商法、キャッチセールスやポイントメントセールス、サイドビジネス、エステなどの医療美容サービス、インターネット取引などにおける被害が多く見られる。若年者は、学校等における先輩後輩関係や友人関係等の影響を受けやすいことから人間関係を介して被害が拡大し、また、被害に遭ったときの対応能力が乏しいため問題を抱え込んでしまい解決ができず、被害が拡大することも少なくない。</p> <p>(3)以上からすれば、民法の成年年齢引下げに先立って、若年者の消費者被害の防止・救済のための法的施策が必要不可欠であるにもかかわらず、現時点においても若年者の自立を促すような施策や消費者被害の拡大のおそれ等の問題点の解決に資する施策が十分になされていない以上、現時点では、民法を改正して成年年齢の引下げを行うことに反対である。</p> <p>2 2項について</p> <p>仮に成年年齢を引き下げる民法改正がなされる場合にも、改正法の施行時期について、若年者の消費者被害防止のために、十分な消費者教育がなされるまでの準備期間を確保するとともに消費者被害の防止・救済の措置が実施されるために必要な期間を確保することが重要である。</p> <p>具体的な措置としては、内閣府消費者委員会の2017年1月10日付け「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」で提言した以下内容を踏まえ、被害防止及び被害回復のための立法措置と消費者教育の充実が必要である。</p> <p>①消費者契約法を改正して、事業者が、若年成人に配慮すべき義務を明らかにするとともに、事業者が、若年成人の知識・経験等の不足その他の合理的な判断をすることができない事情につけ込んで締結した不当な契約を取り消すことができる規定を設けること</p> <p>②特定商取引法を改正して、訪問販売や連鎖販売取引等の特定商取引において、若年成人等の判断不足に乘じた勧誘行為を行政処分対象行為として規制すること</p> <p>③小中高等学校、大学・専門学校に対する関係省庁・機関との連携を通じて、消費者教育の取組強化を図ること</p> |

| | | | |
|-------|-----------------------|---------------------|---|
| 9月14日 | 消費者契約法専門調査会報告書に対する意見書 | 第二東京弁護士会 会長 伊藤 卓 | <p>「消費者の利益の擁護」の観点から更なる検討をすべきと特に考える点について、以下のとおり意見を述べる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型(つけこみ型勧誘)に関し、困惑類型とは別の類型として、「事業者が、消費者の判断力や(特に若年等の)知識・経験の不足、心理的な圧迫状態、従属状態など、当該契約を締結するか否かについて合理的な判断を行うことができないような事情を利用して、不必要なし、不当な契約を締結させた場合に、当該契約の効力を取り消すことができる」旨の規定を消費者契約法に設けることを求める。 いわゆる困惑類型に関して、取消しの対象となる事業者の行為として、消費者契約法4条3項1号、2号に定める不退去・退去妨害に加えて、「威迫」、「勧誘目的を告げずに消費者に接近した場合に、合理的な理由もなく、当該消費者契約を締結しなければ当該消費者に生じ得る損害又は危険を過度に強調して告げる場合」、「執拗な勧誘」を加える共に、引き続き他の困惑類型として規制対象となるべきものを検討することを求める。 以下の条項について、不当条項として無効とする旨の条項を設けることを求める(いわゆる「ブラックリスト」の追加)。 (1)契約文言の解釈権限を事業者のみに付与する条項、及び、法律又は契約に基づく当事者の権利・義務の発生要件該当性又はその権利・義務の内容についての決定権限を事業者のみに付与する条項 (2)本来であれば全部無効になるべき条項に、その効力の強行法規によって無効とされない範囲に限定する趣旨の文言を加えたもの(いわゆるサルベージ条項) (3)消費者の後見、保佐又は補助の開始を解除事由とする条項 消費者契約法10条を以下のとおり改正することを求める(いわゆる「グレーリスト」の追加)。 事業者の軽過失による人身損害について責任の一部を免除する条項については、任意規定の適用による場合に比べ、消費者の権利を制限または消費者の義務を加重する条項の一例として追加する。 消費者契約法4条1項1号の不実告知における「勧誘」要件に、ある広告が、消費者において当該広告が誘引する契約に関する重要事項を具体的に認識し得るようなものである場合の当該広告を含める旨の規定を置くと共に、その余の取消類型との関係で広告を「勧誘」に含まれるか否かについて更に整理を進めることを求める。 |
| 9月15日 | 消費者契約法の改正にかかる意見 | 福岡県弁護士会 会長 作間 功 | <p>以下においては、本報告書にもとづいて、その検討すべき各論点についての意見を述べることとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 事業者の努力義務について 報告書の提言に賛成するが、より適切には、契約条項の内容が不明確であり、解釈に疑義が生じた場合につき、消費者にとって有利な解釈を取るべきものとする旨の解釈準則を明確に規定すべきである。 不利益事実の不告知における主観要件について 報告書の提言に賛成するが、より適切には、不利益事実の不告知による取消しにつき、不告知者の故意過失を要件から削除すべきである。 合理的な判断をすることができない事情の利用にかかる困惑類型の追加について 報告書の提言に賛成する。それに加えて、年齢又は障害などによる消費者の判断力の不足に乗じた勧誘行為を困惑類型に追加すべきである。 心理的負担を抱かせる言動等にかかる困惑類型の追加について 報告書の提言に賛成する。ただし、意思表示前における履行に相当する行為の実施にかかる取消しの対象となる事業者の行為につき、「契約における義務の全部又は一部の履行に相当する行為」のみならず、当該契約と密接な関連を有する付随行為を含む旨を明確に規定すべきである。 後見開始等の審判を受けたことを理由とする解除権付与にかかる不当条項類型の追加について 報告書の提言に賛成する。ただし、「後見開始、補佐開始または補助開始の審判を受けたこと」を契約の解除事由とする条項につき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。 事業者への決定権限付与にかかる不当条項類型の追加について 報告書の提言について賛成するが、より適切には、事業者が契約の内容を事後的かつ一方的に決めることを許容する条項そのものにつき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。 不当条項としての「サルベージ条項」について 不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。 不当条項としての賠償責任の一部を免除する条項について 事業者の軽過失による消費者の生命又は身体の侵害に対する損害賠償にかかる賠償責任の一部を免除する条項につき、不当条項類型として無効である旨を規定すべきである。 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について 報告書の提言に賛成するが、より適切には、「平均的な損害」にかかる立証責任を事業者に転換する旨を法律上規定すべきである。 「平均的な損害」における損害の範囲について 契約解除後の履行期が到来する取極の逸失利益につき、原則として「平均的な損害」に含まれない旨を規定すべきである。 約款の事前開示について、 約款による消費者契約について、事業者は、契約締結前において、約款を消費者に開示すべきことを原則とする旨を規定すべきである。 |

<食品表示関係:3件>

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|-------|---|------------------------------|---|
| 7月3日 | 中食・外食における原料原産地表示に関する提言(参考送付) | 一般社団法人 九州経済連合会 会長 麻生 泰 | <p>中食・外食における原料原産地表示について、下記の内容に即した義務化を提案する。</p> <p>(1)食材:畜肉(牛・豚・鶏)及び水産(ウナギ、マグロ、サーモン、フグ、ヒラメ)の8食材 (2)メニュー:前項8つの主な食材とするメニューにおいて、穀物を除く食材重量割合が最も高い食材に限定し、原料原産地の表示を義務化して頂きたい。 (3)事業者:中食・外食における原産地表示の義務化対象事業者については、公平を期すため、「外食における原産地表示に関するガイドライン」に則って、全ての中食・外食事業者への適用を図って頂きたい。 (4)表示:中食・外食の商品・サービスを選択・購入する時に、消費者が誤認しないよう、前掲ガイドラインに則った表示をお願いしたい。</p> |
| 7月10日 | 目のピント調節の機能性表示食品による健康被害事例に関する、消費者庁の情報隠ぺいの疑いについての検証要請 | 食の安全・監視市民委員会 代表 神山美智子 | <p>本年4月10日付東京都の平成28年度上半期「『危害』の消費生活相談の概要」に記載された「目のピント調節」の機能性表示食品による薬物性肝障害の事例について、4月18日の消費者委員会本会議で取り上げられたが、消費者庁は詳細な対応については回答を拒んだ。</p> <p>当会が情報公開請求で得た資料では、消費者庁は消費者生活センターから重大事故であるとの通知を受け、患者の担当医師への聞き取りを実施し、平成29年1月6日に重大事故と公表していた。しかし、公表された重大事故情報の中には元々あった「目のピント調節の機能性表示食品」の文言は削除され、「当該健康食品」と改変されている。その結果、東京都から公表された事例と同一であるとわからなくなっている。</p> <p>消費者庁はなぜ「目のピント調節の機能性表示食品」であることを隠したのか、なぜ消費者委員会に重大事故として処理したことを説明しなかったのか。具体的にどのような調査を行い、どのように評価したのかが開示されなければ、第三者は判断できない。</p> <p>メーカーの会長は総理大臣との交友関係が報道されている。消費者庁の対応に、官邸からの何らかの指示はなかったのか、消費者庁内部での忖度はなかったのか、消費者行政に森友・加計事件のような歪みが生じていないのか。疑惑を払しょくするためには、消費者庁の対応について消費者委員会で検証して頂きたいと強く要請する。</p> |
| 9月19日 | 遺伝子組換え表示はすべての食品を対象に～「遺伝子組換え使用」を原則とした義務表示制度の導入を～ | 食品表示を考える市民ネットワーク 代表 神山美智子 | <ul style="list-style-type: none"> すべての食品を義務表示の対象にし、遺伝子組換え原料が使われていることを表示の原則とした制度とすべき。 意図せざる混入率の引き下げを検討すべき。 今年度の消費者基本計画工程表改訂版に「食品添加物表示については、現状を把握した上で、必要な検討を行う」とあるが、そうであれば遺伝子組換え添加物の表示のあり方、その方向性も視野に入れた検討を加えるべき。 遺伝子組換え食品の環境影響については、開発・製造過程での環境影響や、輸入・陸揚げ・輸送時の「こぼれ落ち」などによる自生も指摘されている。遺伝子組換え表示制度は、エシカル消費の推進にも関わることであるため、検討の背景に位置づけしておく必要がある。 多くの人々が議論の内容を理解し、意見を出せる工夫や機会を設けることを要望する。 |

〈地方消費者行政：12件〉

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|-------|----------------------------------|--|--|
| 7月3日 | 地方消費者行政に対する国の継続的財政支援を求める意見書 | 鹿児島県弁護士会 会長 馬場 竹彦 | <p>1 地方消費者行政推進のための交付金の継続 地方消費者行政推進交付金の適用対象について、平成30年度以降の新規事業を含め、さらに相談体制・啓発教育体制・執行体制等の基盤拡充に関する事業にも適用できるようにし、同交付金を少なくとも今後10年程度は継続すべき。</p> <p>2 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担 地方公共団体が実施する消費生活相談情報の登録事務、重大事故の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など国と地方公共団体相互の利害に係る事務の予算相当分については、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべき。</p> <p>3 地方消費者行政の増員と資質向上 地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、商品テストなどの事務を担当する職員の増加及び専門的資質の向上に向け実効性ある施策を講ずべき。</p> |
| 7月3日 | 地方消費者行政の充実・強化に向けた国の財政支援と体制強化について | 東京消費者団体連絡センター 代表委員 NPO法人東京都地域婦人団体連盟 谷茂岡 正子 主婦連合会 木村 たま代 東京都地域消費者団体連絡会 内藤 裕子 新日本婦人の会東京都本部 根本 かおる 東京都生活協同組合連合会 秋山 純 大田区消費者団体連絡協議会 遠山久美子 多摩のくらしを考えるコンシューマー・ネットワーク 五十嵐 ちづ子 事務局長 小浦 道子 | <p>消費者の安全・安心なくらしの確保のため、平成30年度以降も国の財政支援及び体制強化対策が必要と考えるため、以下の意見を申し述べる。</p> <p>1. 地方消費者行政推進交付金の継続的な財源措置 地方自治体は地方消費者行政推進交付金を活用して様々な事業に取り組んでいるが、自治体間の取組には大きな格差がある。そのような中で地方消費者行政推進交付金の適用対象は平成29年度までの新規事業に限定されており、厳しい地方財政において地方自治体の自主財源を捻出することは容易ではない。地域の消費者行政の充実・強化のために平成30年度以降も地方消費者行政推進交付金の継続を求める。</p> <p>2. 全国に共通する消費者行政費用に対する国の恒久的な財政措置 地方自治体が行う消費生活相談情報のPIO-NETへの登録や、重大事故情報の消費者庁への通知、悪質業者に対する行政処分は、その地域の消費者のみならず全国の市場の適正化を図ることにもつながっており、全国的な水準を確保する必要がある事項については地方財政法第10条の適用対象に加え、その一定部分を国が持続的に財政負担する仕組みにすることを求める。</p> <p>3. 地方消費者行政職員の増員・強化の支援 地方消費者行政が今後取り組むべき課題として、区市町村消費者行政による地域の関係団体と連携した見守りネットワークの構築・推進や、消費者教育の展開等が考えられる。消費者庁創設以降も地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えていないが、当該職員の役割はますます重要になると考えられるため、国は地方自治体の消費者行政担当職員の配置の目安を示すことや、資質向上のための研修制度を強化する等の施策を講じるべきである。</p> |
| 7月14日 | 地方消費者行政の一層の充実・強化を求める意見書 | 熊本県弁護士会 会長 宮田 房之 | <p>1. 地方消費者行政推進交付金の継続 国は、地方消費者行政推進交付金につき、平成29年度までの新規事業に限定されている適用対象に平成30年度の新規事業も含めるよう改めるとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤整備も適用対象に含めた上で、少なくとも今後10年程度の期間は継続すべきである。</p> <p>2. 国の事務の性質を有する消費者行政費用に対する恒久的財政負担 国は、地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国と地方公共団体相互の利害に係る事務に関する予算の相当部分について、消費者安全法第46条及び地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。</p> <p>3. 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策 国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性ある施策を講ずべきである。</p> |
| 7月26日 | 地方消費者行政のさらなる充実・強化を求める意見書 | 適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 理事長 榎 彰徳 | <p>1. 地方消費者行政推進交付金の継続と適用対象の拡大 地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金の措置により、地方自治体の消費者行政は充実・強化が図られたものの、地方自治体間の取組には格差があり、自治体の自主財源措置に任せるだけでは地方自治体の消費者行政の底上げや充実・強化はおぼつかない状況であり、国の財政措置による支援が不可欠である。しかし現行の地方消費者行政推進交付金は活用期限等の制約があることから、このままでは消費者被害の現場に対応できなくなるばかりか、日々の業務の継続・維持にも支障をきたし、地方消費者行政が後退するおそれがある。このため、地方消費者行政推進交付金に係る制約の見直し及び継続を求める。</p> <p>2. 消費者行政費用に対する国の恒久的な財政措置 地方自治体による、PIO-NETへの消費者相談情報の登録、消費者庁への重大事故情報の通知、悪質業者に対する行政処分の実施の効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国民全体に及び、国の消費者行政と一体不可欠であり、上記事務に対する国の恒久的財政措置があつてしかるべきである。地方自治体と国の消費者行政を相互に補完する事務であつて、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法第10条の適用対象に加えて、その一定部分を国が持続的・恒久的に財政負担する仕組みとすることを求める。</p> <p>3. 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策 さまざまな社会情勢の変化を受け、消費者被害は減ることはなく、解決困難な事案や既存の枠組みでは解決が図れない事案が増えている中で、法執行体制の整備、地域の関係諸団体と連携した見守りネットワークの推進、消費者教育の推進などの取組が求められている。しかし、消費者庁創設以降も地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、多くの市町村においては兼任が常態化し、その役割が十分に果たせていないのが実情である。そのため、地方自治体の消費者行政担当職員の増員を牽引し、その資質向上のために研修制度を充実・強化するなど、地方自治体の消費者行政体制の充実・強化に向けた施策を講じることを国に求める。</p> |
| 7月31日 | 地方消費者行政に対する国の財政支援に関する意見書 | 埼玉県弁護士会会長 山下 茂 | <p>1. 国は、地方消費者行政推進事業実施要領にて、「地方消費者行政推進交付金」の支出対象を平成29年度までに新たに実施する推進事業に限定している点を、平成30年度以降に新たに実施する推進事業も対象とするよう改正するとともに、その活用期間の制限を伸長して、同交付金を少なくとも今後10年程度は継続すべきである。</p> <p>2. 国は、地方公共団体が実施する消費者行政のうち、消費生活相談情報の登録事務、重大事故情報の通知事務、違反業者への行政処分事務、適格消費者団体の活動支援事務など、国と地方公共団体相互の利害に係る事務に関する予算の相当部分について、地方財政法第10条を改正して国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべきである。</p> <p>3. 国は、地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の増員及びその資質の向上に向けて、実効性のある施策を講ずべきである。</p> |

| | | | |
|-------|--------------------------------------|---|--|
| 8月2日 | 地方消費者行政の一層の強化を求める会長声明 | 第二東京弁護士会 会長 伊藤 卓 | <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金の対象事業を2018年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう同交付金の実施要領を改めるか、又は地方消費者行政の体制・機能強化のための新たな特定財源を立ち上げることが必要である。 消費生活相談情報のPIO-NET登録、重大事故情報の通知などの、国の業務と関連があり全国的な水準を向上させる必要性が大きい業務が地方公共団体により担われていることを鑑み、地方財政法第10条を改正しこれらを担当する地方公共団体の職員・相談員の人件費等の相当割合を国が恒久的に負担することとすべきである。 地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国による実効性ある支援を強めることが望まれる。 |
| 8月14日 | 地方消費者行政のさらなる充実・強化を求める意見書 | 全大阪消費者団体連絡会 事務局長 飯田秀男 | <ol style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金の継続と適用対象の拡大 地方消費者行政活性化基金や地方消費者行政推進交付金の措置により、地方自治体の消費者行政は充実・強化が図られたものの、地方自治体間の取組には格差があり、自治体の自主財源措置に任せるだけでは地方自治体の消費者行政の底上げや充実・強化はおぼつかない状況であり、国の財政措置による支援が不可欠である。しかし現行の地方消費者行政推進交付金は活用期限等の制約があることから、このままでは消費者被害の現場に対応できなくなるばかりか、日々の業務の継続・維持にも支障をきたし、地方消費者行政が後退するおそれがある。このため、地方消費者行政推進交付金に係る制約の見直し及び継続を求める。 消費者行政費用に対する国の恒久的な財政措置 地方自治体による、PIO-NETへの消費者相談情報の登録、消費者庁への重大事故情報の通知、悪質業者に対する行政処分の実施の効果は、その地域の消費者のみならず、国が行う制度改革や法執行・情報提供などを通じて国民全体に及び、国の消費者行政と一体不可欠であり、上記事務に対する国の恒久的な財政措置があつてしかるべきである。地方自治体と国の消費者行政を相互に補完する事務であつて、全国的な水準を確保する必要がある事項については、地方財政法第10条の適用対象に加えて、その一部分を国が持続的・恒久的に財政負担する仕組みとすることを求める。 地方消費者行政職員の増員と資質向上の対策 様々な社会情勢の変化を受け、消費者被害は減ることはなく、解決困難な事案や既存の枠組みでは解決が図れない事案が増えている中で、法執行体制の整備、地域の関係諸団体と連携した見守りネットワークの推進、消費者教育の推進などの取組が求められている。しかし、消費者庁創設以降も地方自治体の消費者行政担当職員はほとんど増えておらず、多くの市町村においては兼任が常態化し、その役割が十分に果たせていないのが実情である。そのため、地方自治体の消費者行政担当職員の増員を牽引し、その資質向上のために研修制度を充実・強化するなど、地方自治体の消費者行政体制の充実・強化に向けた施策を講じることを国に求める。 |
| 8月18日 | 地方消費者行政の一層の強化を求める会長声明(参考送付) | 香川県弁護士会 会長 滝口 耕司 | <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金の対象事業を2018年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう同交付金の実施要領を改めるか、又は地方消費者行政の体制・機能強化のための新たな特定財源を立ち上げることが必要である。 消費生活相談情報のPIO-NET登録、重大事故情報の通知などの、国の業務と関連があり全国的な水準を向上させる必要性が大きい業務が地方公共団体により担われていることを鑑み、地方財政法第10条を改正しこれらを担当する地方公共団体の職員・相談員の人件費等の相当割合を国が恒久的に負担することとすべきである。 地方消費者行政における法執行、啓発・地域連携等の企画立案、他部署・他機関との連絡調整、商品テスト等の事務を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、国による実効性ある支援を強めることが望まれる。 |
| 8月30日 | 地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書(参考送付) | 仙台弁護士会 会長 亀田 神一郎 | <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金の実施要領について、平成30年度以降の事業についても適用対象として相当期間継続し、さらに既存事業も対象に含めるべき。 地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国の事務処理の性質を併せ持つ事項に関する予算の相当部分について、恒久的に財政負担すべき。 地方消費者行政における法執行等を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性のある施策を講じるべき。 |
| 8月31日 | 地方消費者行政の一層の充実・強化を求める意見書(参考送付) | 大阪弁護士会 会長 小原 正敏 | <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金について、平成30年度以降の新規事業も適用対象に含めるよう改めるとともに、消費者行政の相談体制、啓発教育体制、執行体制等の基盤整備も適用対象に含め、少なくとも今後10年程度継続すべき。 地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国と地方公共団体相互の利害に係る事務に関する予算の相当部分について、消費者安全法及び地方財政法を改正し、国が恒久的に財政負担する事務として位置付けるべき。 地方消費者行政における法執行等を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上に向け、実効性のある施策を講じるべき。 |
| 9月15日 | 地方消費者行政の充実・強化を求める意見書 | 内閣府総理大臣認定適格消費者団体 認定特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道 理事長 町村 泰貴 | <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金の交付要領を改正し、平成30年度以降の新規事業も適用対象とすべき。 地方公共団体が実施する消費者行政事務のうち、国の事務処理の性質を併せ持つ事項に関する予算の相当部分について、恒久的に財政負担すべき。 消費生活相談員及び地方消費者行政担当職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上等に向け、実効性ある施策を講じるべき。 |
| 9月21日 | 地方消費者行政の一層の強化と国の財政支援の継続を求める意見書 | 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく 理事長 吉岡 和弘 | <ul style="list-style-type: none"> 地方消費者行政推進交付金の実施要領を改正し、平成30年度以降の新規事業についても適用対象として相当期間継続し、さらに既存事業も対象に含めるべき。 地方公共団体が実施する消費者行政機能のうち、国の事務処理の性質を併せ持つ事項に関する予算の相当部分について、恒久的に財政負担すべき。 地方消費者行政における法執行等を担当する職員の配置人数の増加及び専門的資質の向上等に向け、実効性のある施策を講じるべき。 |

<消費者安全関係:2件>

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|-------|----------------------------------|---------------------------|--|
| 7月13日 | (提言)製品の安全性を高めて子どもを事故から守りましょう | 一般社団法人 全国消費者団体連絡会 代表理事 | <p>今年度のPLオンブズ会議報告会(「子どもの事故をどう防ぐ!??～製品をめぐる子どもの安全～」)における議論を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもを製品事故から守るために次のとおり提言する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事故情報を再発防止に役立てるために、消費者庁および各省庁がリーダーシップを発揮し、保護者・事業者・施設・医療機関・消防・警察学校等からより多くの事故予防につながる情報が収集できるように、情報収集フォーマットを改善するなど、情報収集のあり方を改善すること。また、対策を行った際には、経年的にデータを追跡し効果評価を行うこと。 2. 集約した事故情報を役立てることができるように、国は事業者や消費者に対し発信していくこと。また、確実に情報が届くように、事業者団体や消費者団体等を巻き込みながら、発信方法を工夫・改善していくこと。 3. 事業者は、子どもの発達や行動特性を十分考慮して、製品の安全性を高めること。 4. 事業者は、製品の危険・警告に関わる情報が的確に消費者に伝わるよう、「取扱説明書」をはじめ消費者に対する情報提供のあり方を再検討し、改善すること。 5. 消費者は生活の中で、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・安全性に配慮した製品を選択すること ・取扱説明書・使用上の注意を必ず確認すること ・安全な使い方やヒヤリハットの体験を他の人にも伝えていくこと <p>・子どもの事故を「親の責任」にとどめず社会的に未然防止に取り組む観点から、事故の経験を消費生活センターに知らせるなどして社会全体で事故情報を共有し、社会の中で子どもの安全に対する関心を高めていくこと。</p> |
| 8月2日 | 2017年6月11日付産経新聞朝刊の一面記事について(参考送付) | 薬害オンブズパースン会議 代表 鈴木 利廣 | <p>2017年6月11日付産経新聞朝刊(1面)に掲載の「子宮頸がん 高まるリスク」という見出しの記事について、次の理由により、見出しの取り消し及び訂正等を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該記事は、以前、上田豊氏(大阪大助教)のコメントとして学術誌(2016年7月号)に掲載されたものであり、「HPVワクチンの接種者が大幅に減ることでHPV感染リスクが高まる」ということは予測可能で、ことさらに注目すべき内容ではないこと。 ・当該記事は、上田氏と当該ワクチンメーカーが利益相反関係にあること及び約1年前に公表された内容であることに全く触れていないため、読者に誤解を与える記事となっていること。 ・本文の内容から導くことができない内容をあたかも事実であるかのように記事の見出しとし、子宮頸がんのリスクに対する不安を煽っていること。また、このことは、新聞報道に求められる倫理に反し、産経新聞社記者指針にも抵触していること。 |

<その他:1件>

| 日付 | 件名 | 発信者 | 要望書・意見書等のポイント |
|------|--|------------------|--|
| 9月4日 | 「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に対する意見書(参考送付) | 宮崎県弁護士会 会長 小林 孝志 | <p>平成29年7月31日に取りまとめられた「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ～『観光先進国』の実現に向けて～」に対し、カジノ解禁に伴う弊害、特にギャンブル依存症を増加させる恐れが全く払拭されない中で、少なくとも、実効性ある包括的・抜本的なギャンブル依存症対策が実施されないうちに、特定複合観光施設区域の整備(カジノ解禁)の推進を行うための法制上の措置を講じることに反対である。</p> |